

2 京都市環境保全基準（抜粋）

(1) 水質汚濁に係る環境保全基準

ア 人の健康保護に係るもの

イ 生活環境に係るもの

別表 対象水域及びその水域が該当する類型

(2) 地下水汚染に係る環境保全基準

2 京都市環境保全基準（抜粋）

平成26年3月20日 京都市告示第546号

(1) 水質汚濁に係る環境保全基準

ア 人の健康保護に係るもの

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注1 対象水域は、全河川とする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを京都市環境保全基準にも追加又は改定することとする。

イ 生活環境に係るもの

(ア)

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生育する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

別表 対象水域及びその水域が該当する類型

(ア)

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	AA	弓削川	A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	A	清滝川 (桂川合流点から上流)	AA
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	A	有栖川	A
鴨川下流 (勧進橋から下流)	A	天神川上流 (御室川合流点から上流)	A
白川	A	天神川下流 (御室川合流点から下流)	A
西高瀬川	C	御室川	A
高野川上流 (花園川合流点から上流)	AA	小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	A
岩倉川	A	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	A
桂川上流 (渡月橋から上流)	A	旧安祥寺川	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	A	山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流)	A
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	A	山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流)	C
新川	A	東高瀬川	A

(イ)

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	生物A	桂川上流(1) (世木ダムから上流)	生物A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	生物B	桂川上流(2) (世木ダムから渡月橋まで)	生物B
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	生物B	桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	生物B
鴨川下流 (勧進橋から下流)	生物B	桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	生物B
高野川上流 (花園川合流点から上流)	生物B	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	生物B
高野川下流 (花園川合流点から下流)	生物B	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	生物B

(2) 地下水汚染に係る環境保全基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素 ^ひ	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。